

## 人事行政の運営等の状況の公表

平成25年度における本市の人事行政の運営等の状況について、男鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第15号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年2月

男鹿市長 渡部 幸男

### 1 任免及び職員数の状況等

(1) 平成25年度実施職員採用試験による採用者数（単位：人）

区 分	採用数
上 級 行 政	9
初 級 行 政	1
上 級 土 木	2
職 務 経 験（土木）	1
保 健 師	1

(2) 平成25年度職種別事由別退職者数（単位：人）

職 種	定年退職	勸奨退職	その他				計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	
一 般 行 政 職	16	6	5	0	0	1	28
技 能 労 務 職	1	0	0	0	0	0	1
医 療 職	4	0	7	0	0	1	12
計	21	6	12	0	0	2	41

(3) 職員数の状況（各年4月1日現在、単位：人）

事務部局	職 員 数		対前年 増加数	主な増減理由	
	平成25年	平成26年			
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
	総 務	71	68	△ 3	海フェスタ事業終了により△8 業務増により5
	税 務	15	12	△ 3	事務事業の見直しにより△2 欠員不補充△1
	民 生	62	61	△ 1	事務事業の見直しにより
	衛 生	20	18	△ 2	事務事業の見直しにより
	労 働	1	1	0	
	農 林 水 産	26	26	0	
	商 工	17	17	0	
	土 木	21	21	0	
	小計	238	229	△ 9	
特 政 別 部 行 門	教 育	64	64	0	国民文化祭開催により2 事務事業の見直しにより△2
	小計	64	64	0	
普通会計 計		302	293	△ 9	
公 営 企 業 等	病 院	133	133	0	
	水 道	28	26	△ 2	事務事業の見直しにより
	下 水 道	11	9	△ 2	事務事業の見直しにより
	そ の 他	29	29	0	
	小計	201	197	△ 4	
総 合 計		503	490	△ 13	

※職員数は一般職の職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員を除きます。

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況

(平成25年度普通会計決算統計より)

住民基本台帳人口 (H26.3.31)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	24年度の 人件費率
人	千円	千円	%	%
30,632	16,860,775	2,724,851	16.2	15.1

※人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況

(平成26年度一般会計12月補正後予算)

職員数 A	給 与 費				職員1人当 りの給与費 (B/A)
	給 料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
293	1,049,264	370,459	183,941	1,603,664	5,473千円
構成比	65.4%	23.1%	11.5%	100.0%	

※職員手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、宿日直手当、特殊勤務手当の各種手当で、退職手当を含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況

区 分	平成25年4月		平成26年4月	増減 H25→H26	
		参考値※			
男鹿市	101.6	93.9	93.3	△ 7.7	
県内	市平均	103.7	95.9	95.8	△ 7.8
	市町村平均	103.2	95.3	95.4	△ 7.9
全国	市平均	106.6	98.5	98.6	△ 8.1
	全地方公共団体平均 (都道府県を含む)	106.9	98.8	98.9	△ 8.1
秋田県	106.9	98.8	101.6	△ 8.1	

※ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※給与水準を比較する方法には、職員一人あたりの平均の給料額を比較する方法もありますが、団体によっては年齢層の高い職員が多い場合は、一人あたりの平均の給料額が高くなるため、職員の構成によって大きな差が生じてしまいます。  
ラスパイレス指数は、職員構成を学歴別、経験年数別に区分して、地方公共団体の職員構成を国の職員構成と同一と仮定して比較しているため、より精緻な比較ができます。

※「参考値」は、国家公務員の時限的（平成24年4月から平成26年3月）な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

## (4) 平均給料月額等

(平成26年4月1日現在)

区分	平均給料	平均給与	平均年齢
一般行政職	300,100円	367,542円	41.7歳
技能労務職	313,700円	333,503円	53.3歳

※給与とは、給料の他に支給されている扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を加えたものをいいます。

## (5) 初任給の状況・経験年数別の平均給料月額

(平成26年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数別平均給料月額			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	172,200円	245,641円	310,700円	358,066円
	高校卒	140,100円	214,525円	265,175円	313,705円
技能労務職	高校卒	137,200円	—	—	—

※ 技能労務職経験年数別平均給料月額については、対象者が少数のため非公表としております。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長等	課長等	主幹等	課長補佐等	主席主査・主査等	主任等	主事等	
職員数	4人	15人	37人	21人	66人	34人	53人	230人
構成比	1.7%	6.5%	16.1%	9.1%	28.7%	14.8%	23.1%	100.0%

(7) 手当の状況

① 期末・勤勉手当

(平成25年度)

区 分		期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.225ヵ月分	0.675ヵ月分
	12月支給	1.375ヵ月分	0.675ヵ月分
	合 計	2.600ヵ月分	1.350ヵ月分

※職制上の段階、職務の級等による加算措置有 (5~15%)

② 退職手当

(平成25年4月1日~平成26年3月31日退職者に適用)

区 分		退 職 事 由	
		自己都合	定年・早期募集
支給割合	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
	勤続25年	32.83月分	38.9550月分
	勤続30年	40.67月分	47.7750月分
	勤続35年	46.55月分	55.8600月分
最高限度額		55.86月分	55.8600月分
平成25年度1人当たり 平均支給額		4,787千円	23,239千円

③ 時間外勤務手当

区 分	平成24年度	平成25年度
支給総額	41,665千円	56,130千円
職員1人当たり支給年額	164千円	241千円

※普通会計分

④ 特殊勤務手当

1) 支給状況

(平成25年度)

職員全体に占める手当支給職員の割合	10.3%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	8,387円

※普通会計分

2) 手当の種類

(平成26年4月1日現在)

手 当 の 種 類	支 給 額	
市税事務に従事	1日	200円
感染症防疫作業に従事	1日	4時間未満 200円
	1日	4時間以上 300円
福祉事務所に勤務する現業職員	1日	200円
行旅病人及び行旅死亡取扱いに従事		行旅病人 1人につき1,000円 行旅死亡人 1体につき2,000円
用地交渉に従事	1日	200円
夜間看護等手当		公営企業の状況-①病院事業に掲載
診療に従事		〃
危険業務に従事		〃
特殊自動車の運転業務に従事	1日	4時間以上 200円

⑤ 扶養・通勤・住居手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	区 分	支 給 額
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外（1人につき）	6,500円
	配偶者のない職員の扶養親族1人目	11,000円
	16歳から22歳（1人につき）	5,000円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000円
	交通用具使用者	支給限度額 24,500円
住居手当	借家	家賃23,000円以下 家賃-12,000円
		家賃23,000円を超える (家賃-23,000円)÷2+11,000円 (支給限度額 27,000円)

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料（報酬）月額	期末手当
給 料	市 長	787,000円	(平成25年度支給割合) 6月期 1.425月分 12月期 1.525月分 計 2.950月分
	副市長	642,000円	
報 酬	議 長	424,000円	
	副議長	379,000円	
	議 員	363,000円	

※給料(報酬)月額は平成26年4月1日現在のものです。

市長・副市長の給料は、平成25年7月から10%減額しています。

(9) 公営企業職員の状況

① 病院事業

1) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	2,610,351	△ 17,909	1,320,057	50.6	50.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	131	483,094	165,459	237,647	886,200	6,765

(注) 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	50.8歳	517,833円	1,678,440円
診療技術員	38.4歳	266,997円	462,342円
看護師	39.3歳	279,145円	445,818円
事務職員	45.4歳	318,425円	511,854円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	144,438千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	1,375,598円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	76.3%		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療行為手当	医師、診療技術員、看護師	診療行為	診療行為に応じて 医師合計120万円以内 その他職員合計5万円以内
往診手当	医師	往診	往診料の100分の8
手術手当	医師	手術執刀・全身麻酔	手術料・麻酔料の100分の8
		手術助手	手術料の100分の4
危険手当	診療技術員	放射線業務	給料月額12%
		検査業務	給料月額8%
夜間看護手当	看護師	夜間看護業務	勤務1日につき2,900円から3,300円

イ 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	29,207千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	270千円
支給実績 (平成24年度決算)	30,822千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	294千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

② 水道事業

1) 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 579,726	千円 23,012	千円 98,040	% 16.9	% 16.7

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	期末・勤勉手当	その他の手当		
25年度	人 14	千円 53,775	千円 19,913	千円 8,254	千円 81,942	千円 5,853

(注) 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

平 均 年 齢	基本給	平均月収額
46.0 歳	333,199 円	487,747 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（25年度決算）	361 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）	51,571 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	50.0 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
検針及び徴収手当	徴収に従事する職員	検針及び徴収業務	日額200円
給水及び供給作業手当	水道の現場に従事する職員		日額500円
	水道の現場に緊急呼出で従事する職員		1回1,500円

イ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,914 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）	137 千円
支給実績（24年度決算）	1,534 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（24年度決算）	110 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

③ ガス事業

1) 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 578,909	千円 1,994	千円 101,620	% 17.6	% 18.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 B	
25年度	人 14	千円 51,987	千円 18,795	千円 13,573	千円 84,355	千円 6,025

(注) 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.9 歳	324,697 円	502,115 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	4,393 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	292,873 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	92.9 %		
手当の種類 (手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
検針及び徴収手当	徴収に従事する職員	検針及び徴収業務	日額200円
給水及び供給作業手当	ガスの現場に従事する職員		日額500円
	ガスの現場に緊急呼出で従事する職員		1回1,500円
待機手当	男鹿ガス製造所において待機する職員	土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始 (昼間を除く) 待機業務	昼間・夜間 1回8,000円

イ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	2,430 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	174 千円
支給実績 (24年度決算)	1,834 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	131 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

一週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

#### (2) 休暇の状況

##### ① 休暇制度の概要

##### 1) 休暇の種類

種類	内 容
年次休暇	1年に20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数（20日を限度）は翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合与えられる。（90日）
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は次の表のとおり。）

##### 2) 主な特別休暇

種類	内 容（日数等）
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき。（年5日以内）
結婚休暇	職員が結婚する場合。（5日以内）
出産休暇	女性職員が出産する場合。（産前8週間及び産後8週間）
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合。（2日以内）
子の看護等休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるとき。（年5日以内。ただし子が2人以上の場合は10日）
短期介護休暇	職員が負傷、疾病又は高齢により1週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の要介護者の必要な世話を行うため、勤務しないことが相当と認められるとき。（年5日以内。ただし要介護者が2人以上の場合は10日）
服忌休暇	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（親族区分により定める日数。最高で7日以内）
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合（5日以内）

##### 3) 育児休業等の状況

種類	取得可能日数
育児休業	当該子が3歳に達する日まで
部分休業	当該子が小学校就学の始期に達する日までの間、一日を通じて2時間以内

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 平成25年度分限処分の状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任・免職・休職・降給）のことをいいます。

(単位：件)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

##### (2) 平成25年度懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告・減給・停職・免職）をいいます。

(単位：件)

行 為 区 分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為	0	0	0	0	0
一般服務違反	0	0	0	0	0
一般非行	0	0	0	0	0
道路交通法違反（職務遂行中）	0	0	0	0	0
道路交通法違反（その他）	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

## 5 サービスの状況

### (1) 平成25年年次休暇の取得状況

対象人数 A	総付与日数 B	総使用日数 C	使用率(%) D (C/B*100)	1人当たり 平均使用日数 E (C/A)
459	16,356	5,147	31.5	11.2

※平成25年12月31日現在在職職員（長期休職者、派遣職員等は除きます。）の状況。  
 休暇集計期間は平成25年1月1日から平成25年12月31日まで。  
 使用日数は、使用数の端数時間部分を日数に切上げた集計となっています。

### (2) 平成25年度育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(単位：人)

育児休業（女性）			育児休業（男性）			部分休業	介護休暇
取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得者数	取得者数
10	10	100.0	2	0	0.0	0	0

※育児休業「取得可能者数」とは、平成25年度に新たに育児休業が取得可能となった職員をいいます。  
 育児休業の「取得者」とは、平成25年度に新たに育児休業を取得した者の数をいいます。

## 6 研修の状況

### (1) 平成25年度に実施した研修の状況

(単位：人)

区分	受講者数	
派遣研修	課長級職員研修	5
	課長級職員研修フォローアップ	4
	係長級職員研修	9
	中堅職員研修	6
	クレーム対応研修	6
	ミッションコーチング研修	3
	キャリアデザイン研修	6
	3年目職員研修	9
	新規採用職員研修	12
	人事管理研修	1
	県・市町村職員合同研修（28科目）	31
	秋田県市町村職員海外研修	1
	自治大学	1
	市町村職員中央研修所（7科目）	7
	下水道技術職員養成講習会	1
独自研修	初任者研修	12
	オペレーションミス防止研修	63
	コーチング研修	28
	法律専門研修	27

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

労働安全衛生法第66条の規定に基づき平成25年度に実施した健康診断等の受診状況、および平成25年度に発生した公務災害の件数を掲載しています。

(1) 健康診断等の状況

(単位：人)

区分	内 容	受診者
定期健康診断	(全員対象) 身体測定、視力、聴力、尿、胸部X線 (35歳、40歳以上) 心電図、貧血、肝機能、脂質、ヘモグロビンA1c、腹囲測定	341
人間ドック	(希望受診) ※共済組合からの助成あり	159

(2) 公務災害の状況

(単位：件)

申請	認 定			継続審議
	認 定	不認定		
公務災害	0	0	0	0
通勤災害	1	1	0	0

(3) 利益の保護（公平委員会への申立）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、使用者である地方公共団体の当局が必要な措置を執るべきことについての要求を、またその意に反して懲戒処分等不利益な処分に関して、それについての不服申立てを公平委員会に対してすることができることとなっています。

① 勤務条件に関する措置要求の状況

(単位：件)

前年度からの継続 審査事案件数	平成25年度中新規 要求事案件数	審査終了事案件数	翌年度継続審査 事案件数
0	0	0	0

② 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(単位：件)

前年度からの継続 審査事案件数	平成25年度中新規 要求事案件数	審査終了事案件数	翌年度継続審査 事案件数
0	0	0	0